

離婚届の書き方とご注意

- ◎黒のインクまたはボールペンで書いてください。
(鉛筆や消えやすいインクでは書かないでください)
- ◎届書に修正液等は使用しないでください。
- ◎届書は1通で差し支えありません。
- ◎届出地に本籍がない場合は戸籍謄本または戸籍全部事項証明書を用意してください。

提出日を記入してください。

離婚届
令和 年 月 日届出
長あて

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日						
第 号	第 号						
送付 令和 年 月 日	長印						
第 号							
書類調査	戸籍記載	記載調査	決裁	調査票	附票	住民票	通知

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	乙橋 清 印 昭和27年6月4日 埼玉県三郷市戸ヶ崎 2丁目654番三郷ビル301 埼玉県三郷市戸ヶ崎 3丁目520番地2
署名 (※押印は任意)	山川 太郎 印 昭和27年6月4日 埼玉県越谷市越谷 4丁目2番82号 埼玉県越谷市赤山町 5丁目7番地

氏は離婚前の姓で記入してください。
外国人の氏名は漢字またはカタカナで「ラストネーム、ファーストネーム」で記入してください。カタカナの場合、氏と名の間に「カンマ (,)」を記入してください。

昭和・平成など省略せずに記入してください。
外国人の生年月日は西暦で記入してください。

住所は省略せずに、○丁目○番地、○丁目○番○号と記入してください。

本籍は、省略せず戸籍の表示のとおり、正しく記入してください。
外国人の場合は国籍を記入してください。

該当する「□」内にレ印を記入してください。

離婚により復氏する者の離婚後の本籍 (従前の戸籍もしくは新戸籍) を記入してください。ただし、同時に77条の2の届出をするときは記入しないでください。
外国人との離婚では戸籍の変動はありません。この欄は記入しないでください。

離婚届出時に同居中であれば(同居を始めたとき)だけを記入し、別居中であれば(同居を始めたとき)、(別居したとき)及び別居する前の住所を記入してください。

該当する「□」内にレ印を記入してください。

- 届出のときに持ってくるもの
- ◎届書 ◎戸籍謄本または全部事項証明書 (本籍地以外に届出の場合)
 - ◎本人確認書類 (運転免許証やパスポートなど)
 - ◎転出証明書 (届出と一緒に住所変更がある場合)
 - ◎マイナンバーカード (個人番号カード) (住所が三郷市で氏に変更になる場合)
- ※裁判所で離婚が成立した場合は、次の書類の添付が必要になります。
- ・調停 (または和解、認諾) により成立したときは、調停 (または和解、認諾) の調書の謄本
 - ・審判 (または判決) により成立したときは、審判 (または判決) の謄本及び確定証明書
- ※外国人との協議離婚の場合、日本人の住民票が必要となる場合があります。

(1) 氏名	夫 甲野 雅人 妻 甲野 洋子
生年月日	夫 昭和50年9月26日 妻 昭和52年7月10日
住所	夫 埼玉県三郷市彦成 3丁目7番19-301号 妻 埼玉県三郷市戸ヶ崎 2丁目654番
本籍	夫 埼玉県三郷市彦成 3丁目7番 妻 埼玉県三郷市戸ヶ崎 3丁目520番
(2) 父母及び養父母の氏名	夫の父 甲野雅人 続き柄 二男 母 甲野里花子 妻の父 乙橋 清 続き柄 長女 母 乙橋小百合
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	夫 甲野 雅人 妻 乙橋 洋子
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 甲野拓也、甲野沙耶 妻が親権を行う子
(6) 同居の期間	平成19年8月から 令和3年5月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(7) 別居する前の住所	埼玉県三郷市彦成 3丁目7番19-301号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
届出人	夫 甲野 雅人 印 妻 甲野 洋子 印

協議離婚の場合は、証人(18歳以上)が2名必要です。
それぞれ署名してください。
押印は任意です。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
面会交流について取決めをしている。
まだ決めていない。

面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法:(公正証書 それ以外)
まだ決めていない。

養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

未成年の子(18歳未満)がいる場合は、それぞれ親権を行う子の氏名を記入してください。

届出時の状況について該当する「□」内にレ印を記入してください。

必ず本人が署名してください。押印は任意です。外国人は押印の必要はありません。

昼間連絡できる場所を記載してください。
(夫・妻どちらの連絡先か記載してください。)

その他、届書記入についてのお問い合わせ
三郷市役所 市民課 048(953)1111(代)
みさと団地出張所 048(957)2121

住所を定めた年月日	連絡先
夫 年 月 日	(夫・妻) 電話 090(9876)XXXX
妻 年 月 日	先 自宅・勤務先[]・携帯